

社会福祉法人さやか役員及び評議員の報酬に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人さやか（以下「この法人」という。）の定款第九条及び第二三条に定めるとおり無報酬とする。

(費用の支給)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したとき並びに評議員が評議員会に出席したときには、別表1により交通費を支給する。

2 法人の業務として必要なときは、その費用に関して実費を支給する。

(適用除外)

第4条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対してはこの規程を適用せず、職員規程に準じ支給する。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃) この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、平成30年3月18日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条理事会及び評議員会の出席)

名称	金額	
理事会出席旅費	往復 20km 未満	1 回 1,000 円
	往復 10km 以上	1 回 2,000 円
評議員会出席旅費	往復 20km 未満	1 回 1,000 円
	往復 10km 以上	1 回, 2,000 円